

各種貯金等規定変更及び規定集電子化のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

静岡県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という）は、改正民法（債権法）を踏まえ、令和2年4月1日より、各種貯金等規定を変更いたします。

変更後の規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

当会では、環境に配慮した取り組み等の一環として、定型約款（民法第548条の2）に該当する各種貯金等規定集を電子化いたします。変更日以降は、口座開設時等に配布していた規定集（冊子）等の交付を原則取り止めさせていただきますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今後、最新の貯金等規定は、当会ホームページよりご確認することができます。

なお、規定を書面にてご希望のお客さまは、お手数ですが、窓口へお申し出ください。

1. 変更内容

(1) 「利息」、「貯金の解約、書替継続」条文の変更

定期性貯金の満期日前解約に係る文言を追加します。

※下記は「スーパー定期貯金規定（単利型）」の変更内容です。他の定期性貯金規定も同様に変更します。

変更後	<p>5. (利息)</p> <p>(3) <u>第6条第1項により満期日前に解約する場合</u>および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。（以下略）</p> <p>6. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(以下略)</p>
変更前	<p>5. (利息)</p> <p>(3) <u>当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合</u>および第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。（以下略）</p> <p>6. (貯金の解約、書替継続)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p>(以下略)</p>

(2) 「成年後見人等の届け出」 条文の変更

成年後見人等について、補助・補佐・後見が開始された場合の届け出を追加します。

※下記は「普通貯金規定」の変更内容です。他の貯金規定も同様に変更します。

変更後	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>
変更前	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>

(3) 「当座勘定規定」の変更

独立して定めていた「小切手用法」「約束手形用法」「為替手形用法」を「当座勘定規定」内へ定めます。

(4) 「規定の変更等」 条文の変更

民法改正に伴い民法の定める定型約款に該当する旨、及び規定の変更時における周知方法を変更します。

※下記は「普通貯金規定」の変更内容です。他の貯金規定も同様に変更します。

変更後	<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
変更前	<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>(追加)</u> この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項 <u>(追加)</u> の変更は、<u>(追加)</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。</p>

(5) その他の変更内容

- ① 「定期積金」「積立式定期貯金規定」の口座振替にかかる条項を追加します。
- ② 「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス利用規定」について、不当条項規制へ抵触する可能性のある文言の見直しを行います。
- ③ 「デビットカード取引規定」について、日本電子決済推進機構ひな形に基づき、取引契約成立の際の債権譲渡にかかる抗弁放棄の意思表示の記載を追加します。
- ④ 「J A アンサーサービス利用規定」を「ファームバンキング/ホームバンキング利用規定」へ規定名を変更し、全面改正を行います。
- ⑤ 「法人J A ネットバンク利用規定」について、不当条項規制・不意打ち条項規制へ抵触する可能性のある文言等の見直しを行います。

2. 変更日

令和2年4月1日（水）

3. 変更する各種貯金等規定及び当会ホームページへ掲載する貯金等規定

取引名	定型約款一覧	(1)利息、満期日前解約	(2)成年後見人等の届け出	(3)当座勘定規定	(4)規定の変更	当会HP掲載
当座性貯金	1・当座勘定規定		●	●	●	○
	2・普通貯金規定		●		●	○
	3・普通貯金無利息型（決済用）規定		●		●	○
	4・総合口座取引規定		●		●	○
	5・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定		●		●	○
	6・貯蓄貯金規定		●		●	○
定期性貯金	1・スーパー定期貯金規定（単利型）	●	●		●	○
	2・スーパー定期貯金規定（複利型）	●	●		●	○
	3・自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）	●	●		●	○
	4・自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）	●	●		●	○
	5・大口定期貯金規定	●	●		●	○
	6・自動継続大口定期貯金規定	●	●		●	○
	7・期日指定定期貯金規定	●	●		●	○
	8・自動継続期日指定定期貯金規定	●	●		●	○
	9・変動金利定期貯金規定（単利型）	●	●		●	○
	10・変動金利定期貯金規定（複利型）	●	●		●	○
	11・自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）	●	●		●	○
	12・自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	●	●		●	○
	13・定期積金規定		●		●	○
	14・積立式定期貯金規定		●		●	○
	15・一般財形貯金規定		●		●	○
	16・財形年金貯金規定		●		●	○
	17・財形住宅貯金規定		●		●	○
	18・通知貯金規定		●		●	○
	19・譲渡性貯金規定		●		●	○
	20・スーパー定期貯金（メリット）規定	●	●		●	○
カードサービス 関連	1・キャッシュカード規定（ICカード規定（磁気カード含む）、J Aカード（一体型）規定）				●	○
	2・法人用ICカード規定				●	○
	3・Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス利用規定				●	○
	4・デビットカード取引規定				●	○
	5・キャッシュレス決済事業者等が実施する消費者還元に関する規定				●	○
	6・振込規定				●	○
その他	1・貸金庫規定				●	○
	2・ファームバンキング／ホームバンキング利用規定 ※旧「J A アンサーサービス利用規定」から名称変更				●	○
	3・J A ネットバンク利用規定（当組合所定事項含む）/ J A ネットバンクオンライン申込サービス規定				●	○
	4・A P I サービスに関する規定 （A P I 連携サービス利用規定/ J A サービスID利用規定） （J A バンクアプリ利用規定/ J A バンクアプリ アプリケーション・プライバシーポリシー）					○
	5・法人J A ネットバンク利用規定（当組合所定事項含む）				●	○

※国債・投資信託関連の規定も、当会ホームページへ掲載いたします。

当会ホームページURL <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



<お問い合わせ先>

営業統括部 054-284-9699

